

疾患別リハビリテーション料の見直し

平成19年3月30日付け保医発第0330001号で厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官の連名により、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

本通知は、診療報酬改定結果検証部会におけるリハビリテーション料の検証結果を踏まえ、平成18年度診療報酬改定の趣旨に則り、疾患別リハビリテーション料の一部改正が行なわれたものです。

【通知の内容】

- 1 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部改正について
- 2 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）の一部改正について
- 3 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）の一部改正について

【留意事項の概要】

- ▷ 従前、介護保険における指定通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外に限り、医療保険に疾患別リハビリテーション料を算定できるとされていたところ、同一の疾患等について、「医療保険における疾患別リハビリテーション料」を算定するリハビリテーションを行った後、「介護保険における疾患別リハビリテーション料」に移行した日以降は、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないこととされています。

- 4 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

担 当	京都府保健福祉部 高齢・保険総括室介護保険事業室
連絡先	TEL 075-414-4672 FAX 075-414-4572